

働き盛り世代による  
特殊詐欺撲滅プロジェクト実施要綱  
Q & A

～「俺の恩返し！」プロジェクト～  
「俺が『オレオレ』から俺の親を守る！！」

## 《目次》

- Q 1 . . . プロジェクトの愛称の趣旨
- Q 2 . . . プロジェクトの実施主体
- Q 3 . . . 働き盛り世代対象訓練型特殊詐欺対応講座の趣旨、目的
- Q 4 . . . 講座の対象者
- Q 5 . . . 講座の流れ
- Q 6 . . . 講座に参加するうえでの留意事項
- Q 7 . . . 講座の所要時間
- Q 8 . . . 特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度の目的
- Q 9 . . . 認証制度の対象
- Q10 . . . 「企業等の単位での講座への参加」の解説
- Q11 . . . 「特殊詐欺被害の阻止活動」の具体例
- Q12 . . . 特殊詐欺被害防止のための活動の具体例
- Q13 . . . 認証手続き
- Q14 . . . 認証のメリット
- Q15 . . . 認証の期間

## 第1 総則編

(プロジェクトの愛称の趣旨)

### Q1 プロジェクトの愛称を「俺の恩返し！」とした趣旨は何ですか。

A 多発する「オレオレ詐欺」を始めとする特殊詐欺被害は、高齢者が被害に遭いやすく、被害防止のためには高齢者自身が気を付けることが重要なのはもちろんですが、家族や周りの人々がサポートすることが必要不可欠です。

特に最も被害が多い「オレオレ詐欺」は、犯人が「オレオレ」と息子や孫をかたることから、息子や孫が自分の両親や祖父母に対して「気を付けてね。」とサポートすることが被害防止に大いに役立つと考えます。

息子さんやお孫さんが、日頃の（これまでの）恩返しの気持ちを込め、特殊詐欺の被害に遭わないように両親や祖父母をサポートして欲しいとの思いから「俺の恩返し！」という名称にしました。

(実施主体)

### Q2 プロジェクトの実施主体はどこですか。

A 長野県が実施主体となり、具体的な事務は県民文化部くらし安全・消費生活課が行います。

特殊詐欺撲滅のために、県警や市町村と緊密な連携を図りながらプロジェクトを推進していきたいと考えています。

## 第2 働き盛り世代対象訓練型特殊詐欺対応講座編

(講座の趣旨、目的)

### Q3 訓練型講座の趣旨や目的は何ですか。

A 従来、特殊詐欺に関する出前講座は行われていましたが、対象は高齢者向けのものがほとんどでした。プロジェクトで行う講座は、主な対象を働き盛り世代とし、この年代に特殊詐欺の現状や手口、被害防止対策を知ってもらうことにより、「自分が親を特殊詐欺の被害から守る。」という意識を持ってもらうことを第一の目的としています。

また、訓練型講座は、参加者が自分のご両親やご祖父母に電話をかけ、オレオレ詐欺などの手口を再現したり、「携帯電話の番号が変わった。」という典型的な詐欺電話への対応方法を訓練することを内容としており、実際に親子等で参加することにより、息子や孫をかたり、電話一本で金銭を騙し取る「オレオレ詐欺」を始めとした特殊詐欺への抵抗力を強化することがねらいです。

講座で子が親に電話をかけることは、親子のコミュニケーションの活発化を促すとともに、普段、被害防止の広報啓発がなかなか伝わらない高齢者に直接注意喚起することができるという利点があると考えています。

(講座の対象者)

**Q 4** 講座の対象者を「主として長野県内に居住する60歳以上の親等がいる者とし、講座対象者の性別、居住地は問わない。」としていますが、この条件に合致しない人は講座に参加できないのでしょうか。

A 自分や自分の家族が特殊詐欺の被害に遭わないように講座をうけたいという人なら、誰でも講座に参加できます。

スローガンを「俺が『オレオレ』から俺の親を守る。」としていますが、もちろん女性でも参加可能ですし、「働き盛り世代」としてはいますが、おじいさんやおばあさんを特殊詐欺から守りたいと思う高校生や大学生の参加も大歓迎です。

(講座の流れ)

**Q 5** 講座の流れを教えてください。

A まず、県職員等による特殊詐欺に関する講義を30分ほど聴講してもらいます。

内容としては、

特殊詐欺の手口分類、被害状況

実例にもとづく「オレオレ詐欺」などの手口の説明

被害防止対策

などです。

聴講後、両親や祖父母などへの電話訓練を行います。

電話訓練は、参加者ご自身の携帯電話を使って両親などへ電話をかけ、県が作成したマニュアルに沿って、

「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺の手口の説明と再現

特殊詐欺の電話に対する対応訓練

被害防止対策の説明

を行います。

対応訓練の内容は、参加者から両親などへ、特殊詐欺の手口である「携帯電話の番号がかかった。」という嘘をいい、会場に準備してある県公用携帯電話の番号を伝えて一回電話を切った場合、両親などが落ち着いて参加者へ確認ができるかの訓練を行います。

※ 講座の内容は、被害の発生状況の変化等によって変更する場合があります。

(講座に参加するうえでの留意事項)

**Q 6** 講座に参加する際、事前にやっておくことや準備するものはありますか。

A 事前に訓練の電話をかける相手を決め、その方に講座に参加し電話をかける旨をお伝えください。

また、訓練では、参加者自身の携帯電話を使用しますので、忘れずにお持ちください。

なお、両親などとの電話にかかる通話代は参加者の負担となります。

(講座の所要時間)

**Q7 講座にかかる時間をどれくらいですか。**

- A 前半の講義が30分程度、後半の訓練で30分から1時間程度を予定しています。  
参加人数により時間変動する場合があります。

#### 第4 特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度

(認証制度の目的)

**Q8 この制度の目的は何ですか。**

- A 特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度は、特殊詐欺被害防止活動に協力する県内の企業・団体を特殊詐欺被害防止協力企業・団体(愛称「特殊詐欺撲滅協力隊」として)県が認証することにより、県民が一致団結して特殊詐欺に立ち向かう気運を醸成することを目的としています。

具体的には、認証の要件に、「訓練型講座へ企業等の単位で参加したこと」を加えることにより訓練型講座への参加を促進し、受講者の増加を図ります。

また、被害の水際阻止や被害防止のための広報啓発活動等を認証要件に加えることにより、企業や団体の特殊詐欺被害防止活動への参加促進・活動の活性化を図り、長野県から特殊詐欺被害を撲滅するためのネットワークを構築することを考えています。

(認証対象)

**Q9 認証制度の対象を教えてください。**

- A 長野県内で活動を行う企業や事業所、各種法人、団体、官公署等を広く対象とします。  
個人事業所、商店も含まれます。また、NPO法人などの団体や自治会やサークル、学校の部活等の集まりも対象となります。  
企業や官公署の部・課・支店単位でも認証対象となります。

(企業等の単位での講座への参加)

**Q10 認証要件である「訓練型講座へ企業等の単位で参加すること」とは具体的にどういうことですか。**

- A 次の場合を想定しています。
- ・ 企業・事業所が従業員に対し、県が開催する訓練型講座への参加を呼びかけ、その結果、従業員が訓練型講座へ参加した場合
  - ・ 会社の会議等で訓練型講座を受講するため、県へ出前講座を依頼した場合
  - ・ サークルや団体、学校等のグループでまとまって県が開催する講座へ参加した場合など

なお、講座開催の際、企業等の単位での参加の該当の有無について確認させていただきますので、認証を希望する企業等の代表者の方は申告をお願いします。

(特殊詐欺被害の阻止活動)

**Q11 認証要件である「顧客等に声かけを行い、特殊詐欺被害を阻止したこと」とは具体的にどのようなことですか。**

A 現在も金融機関等で行っていただいている特殊詐欺被害の水際対策により、現実被害を阻止することを意味します。

例えば、金融機関の職員が、

- ・ 金融機関に慌てた様子で現金を下ろしに来た顧客へ声かけをし、その目的を聴取する過程で、「オレオレ詐欺」にだまされていることが判明し、被害を防いだ。
- ・ 携帯電話で会話をしながらATMを操作している顧客へ声をかけた結果、「還付金等詐欺」にだまされていることが判明し、被害を防いだ。

等の被害防止活動を行った場合や、コンビニエンスストアの店員が、

- ・ 不自然に高額なプリペイドカード方式の電子マネーを購入しようとする顧客へ声かけをし、その目的を聴取したところ、「架空請求詐欺」にだまされていることが判明し、被害を防いだ。

等の活動を行った場合が該当します。

現実被害を阻止することが認証の要件になります。

また、基本的に被害を防止した支店、事業所ごとの認証となります。

(特殊詐欺被害防止のための活動詳細)

**Q12 第11条第2項第3号ア～ウに規定する活動内容を具体的に教えてください。**

A ア～ウに規定する活動は、本プロジェクト開始日以降に継続的に行っていただく必要があります。

各項目ごとの想定する具体的な場面は次のとおりです。

ア 「県等が作成した特殊詐欺被害防止のための広報啓発物を店舗、事業所等の来訪者が見やすい場所に掲示、設置し、顧客等へ注意喚起の呼びかけを行うこと」

- ・ 県や県警などが作成した特殊詐欺被害防止を呼びかけるポスターをスーパーや商店の出入口やレジ横等のお客様が見やすい場所への掲示するとともに、店員がお客様に「気を付けてください。」と声をかけること。
- ・ 会社事務所の来訪者カウンターへの県等が作成したチラシ・グッズ等を設置し、来訪者へ受領を促す声かけを行うこと。

※ 設置をお願いするポスター等の広報啓発物品は、作成した都度送付します。

ポスターやチラシの掲示・設置だけでなく、注意喚起の声かけ(館内放送等も含む。)を行っていただくことが必要です。

イ 「企業等が作成・管理する広告物、ホームページ等に特殊詐欺被害防止を呼びかける文言を掲載すること。」

- ・ 会社の広告用ホームページ内における特殊詐欺被害防止を呼びかける記事の掲示
- ・ 会社で作成するパンフレット、新聞折り込みチラシ等への注意喚起文章の印刷

※ 掲載の際に必要な資料やデータは、県から送付させていただきます。また、事前に内容の確認・校正をさせていただきます。

ウ 「その他特殊詐欺被害防止に資すると認められる活動を行うこと。」

- ・ 防犯ボランティア団体、消費者の会等による特殊詐欺被害防止を呼びかける広報啓発活動（年金支給日における街頭啓発への参加、高齢者向けの紙芝居、寸劇等）
- ・ 被害防止活動への助成を行うこと

※ この例示のほか、被害防止に役立つと認められる活動を幅広く認証対象とします。

（認証の手続き）

**Q13 「特殊詐欺被害防止協力企業・団体」として認証してもらうにはどうすればいいのですか。**

A 第11条第2項第1～3号に規定する要件のうち、3号に規定する活動を行う場合は、「認証申請書」に活動内容などの所定の事項を記載していただき、県へ提出してください。記載する活動内容は、本プロジェクト開始日以降に行う予定のもので結構です。提出いただいた書類を審査し、認証をさせていただきます。

一方、訓練型講座へ企業等の単位で参加した場合と、被害を水際で阻止した場合は、認証申請書の提出は必要はありません。

訓練型講座への参加については、講座への企業単位での参加や出前講座の開催依頼により、認証申請があったとみなし、認証希望の有無を確認したうえで認証をさせていただきます。

また、被害の水際での阻止活動については、現在、県警が表彰等を行っていることから、県警と連携して認証を行うこととします。

（認証の効果）

**Q14 認証されるメリットは何ですか。**

A 「特殊詐欺被害防止協力企業・団体」として認証した企業・団体等については、認定証を交付するとともに、県の公式ホームページなどの各種広報媒体により、企業・団体名や活動内容を広く県民の皆さんに周知させていただきます。

社会貢献を行う企業としてのイメージアップにつながるほか、日ごろ、地道な防犯活動を行っている団体にとっては、その活動を県民に周知できる機会となります。

(認証の期間)

**Q15 認証に有効期間はあるのですか。また、プロジェクト終了後はどうなるのですか。**

A 有効期間はありません。認証の取消や活動廃止届の提出がない限り有効です。  
また、プロジェクト終了後も認証制度は継続します。